

(その1)

- 注意 (1) この表紙に記載する内容は、事務担当者の欄を除き、政治団体に関して届け出た内容と一致すること。
(2) 記載した内容を訂正する場合は、会計責任者の押印が必要です。
(3) 提出にあたっては、記載されたページのみ提出してください。



収支報告書

(平成 25 年分)

(ぜいりしによるのだよしひここうえんかい)

- 1 政治団体の名称 税理士による野田佳彦後援会
- 2 主たる事務所の所在地 船橋市本町1-10-10 船橋商工会議所会館504
- 3 代表者の氏名 増永 保
- 4 会計責任者の氏名 森谷 捷司

事務担当者の氏名

森嶋 康長

(電話) 047-433-3211

【留意事項】

国会議員関係政治団体については、1万円を超える支出を記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、すべての領収書を保管すること。

国会議員関係政治団体の区分

(政治資金規正法第19条の7第1項)

☐ 第1号に係る国会議員関係政治団体

☒ 第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 野田 佳彦

公職の種類 衆議院議員

(現職・候補者の別) (現職)

国会議員関係政治団体に関する例の適用期間

☒ 1年を通じて適用

☐ 対象年の途中での適用の異動あり

(異動ありの場合のみ以下を記入)

から まで

※該当する区分に「✓」を付すこと。

政治団体の区分

☐ 政党の支部

☐ 政党

☒ その他の政治団体(後援会等)

☐ 政治資金団体

☐ その他の政治団体の支部

☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体

活動区域の区分

☐ 2以上の都道府県の区域等

☒ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

☒ 無

☐ 有

(以下 指定有の場合のみ記載)

公職の種類

(現職・候補者の別)

資金管理団体の届出をした者の氏名

資金管理団体の指定の期間

☐ 1年を通じて適用

☐ 対象年の途中での適用の異動あり

(異動ありの場合のみ以下を記入)

から まで

処理欄 (下欄には何も記載しないこと)

団体コード	年分	異動	表番	行番	届出年月日
337240	25	10	100000	260602	

異動

1	新規
2	修正
3	取消

整理番号

翌年への繰越金

479,194

10 13
0 2 0 0

収 支 の 状 況

全団体必要

(その2) 注意：収支がない団体にあっても、本表0200と表1600及び(その18)宣誓書は提出しなければならない。

1. 収支の総括表

	14	16	77	88
(1) 収 入 総 額 (①+②)	0	1	0	728,923
① (前年からの繰越額)	0	2	0	118,910
② (本年の収入額 = A+B+C+D+E+F+G)	0	3	0	610,013
(2) 支 出 総 額 (表1400の合計額)	0	4	0	249,729
(3) 翌 年 へ の 繰 越 額 ((1)-(2))	0	5	0	479,194

2. 収入項目別金額の内訳

※収支がない場合であっても、上欄にはすべて記入すること。↑

(1) 個人の負担する党費又は会費				
金 額 A	0	6	0	0
員 数	0	7	0	0

(2) 寄 附											
ア 寄 附（イを除く。）の 区 分				行 番			金 額		備 考		
(ア) 個 人 か ら の 寄 附				0	8	0	十	百	千	円	内訳を表0600へ記載すること。
〔 うち 特 定 寄 附 〕				0	9	0				0	
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附				1	0	0				0	内訳を表0611へ記載すること。
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附				1	1	0				600,000	内訳を表0620へ記載すること。
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)				1	2	0				610,000	
〔寄附のうち寄附のあっせんによるもの〕				1	3	0				0	内訳を表070□へ記載すること。
イ 政 党 匿 名 寄 附				1	4	0				0	内訳を表1000へ記載すること。
合 計 B (ア + イ)				1	5	0				610,000	

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。
※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

10 13
0 5 0 0

注意. 預金利子や貸付返戻金などについて記載するもので、「摘要」欄にはその区分を記載すること。
ただし、1件10万円未満の収入については、「1件10万円未満のもの」欄に合算して記載するだけでよい。

(その6)

(6) その他の収入															
141617			摘要			7677金額88				収年 月 日 入		備考			
						十萬		百萬		千		円			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計									0		→※10万円未満のその他の収入については、 合算してこの欄に記載すること。	
8	1	0	1 件 10 万 円 未 満 の も の									13			
9	0	0	合 計 G									13			

→※10万円未満のその他の収入については、合算してこの欄に記載すること。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。

(その7) 個人

※ 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

10 13
1 4 0 0

注意 (1) 支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること(詳細については別紙その14、その15及び表1500の注意書きを参照。)

団 体 区 分	個別に記載する金額	経常経費内訳書(その14)	政治活動費内訳書(その15)	政治活動費内訳書(表1500)
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出	「コピー機により複写した領収書の写し」が必要	必要	政治資金パーティーを開催した場合に必要
上記以外の政治団体 (政支・資金管理団体・後援会等)	1件5万円以上の支出		必要 ※資金管理団体は必要	

(その13)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項 目		金 額				備 考	
		14	16	77	88		
		十億	百万	千	円		
1 経 常 経 費		0	1	0			
(1) 人 件 費		0	2	0			
(2) 光 熱 水 費		0	3	0			
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費		0	4	0			
(4) 事 務 所 費		0	4	0	22,050		
小 計 ((1)~(4))		8	0	0	22,050		
2 政 治 活 動 費		0	5	0			
(1) 組 織 活 動 費		0	6	0	227,679	うち本部・支部間の交付金	円
(2) 選 挙 関 係 費		0	7	0	0	うち本部・支部間の交付金	円
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費※計		0	8	0	0	うち本部・支部間の交付金	円
(内) ア 機関紙誌の発行事業費		0	9	0	0	うち本部・支部間の交付金	円
イ 宣伝事業費		1	0	0	0	うち本部・支部間の交付金	円
ウ 政治資金パーティー開催事業費		1	1	0	0	うち本部・支部間の交付金	円
エ その他の事業費		1	2	0	0	うち本部・支部間の交付金	円
(4) 調 査 研 究 費		1	3	0	0	うち本部・支部間の交付金	円
(5) 寄 附 ・ 交 付 金		1	4	0	0	うち本部・支部間の交付金	円
(6) そ の 他 の 経 費		1	4	0	0	うち本部・支部間の交付金	円
小 計 ((1)~(6))		8	0	1	227,679	本部・支部間の交付金合計	円
合 計		9	0	0	249,729		

※本表070行には080行~110行(ア~エ)の合計を記入すること。

資金管理団体用
国会議員関係政治団体用

- 注意 (1) 経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
 (2) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別表として作成すること。
 (3) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 ②それ以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 (4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
 (5) 金融機関等への振込による支出は、「領収書を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	事務所費		
支出の目的 ※具体的に記入するこ	金 額				支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
監査報酬費	十 億	百 万	千 円		H25. 5. 27	松崎美和税理士事務所	船橋市本郷町637-21-16番館402号
			21,000				
この頁の小計			21,000				
その他の支出			1,050				
合 計			22,050				

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
 なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表1500へ記載すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「領収書を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別表として作成すること。

(例) 組織活動費(大会費) 選挙関係費(公認推薦料) 機関紙誌発行事業費(印刷費) 宣伝事業費(ビラ等作成費) その他の事業費(講演会開催費) 寄附・交付金(寄附金)
 " (行事費) " (陣中見舞) " (原稿料) " (新聞等広告料) " (バザー開催費) " (支部交付金)
 " (組織対策費) " (選挙対策費) " (発送費) " (宣伝用自動車の購入・維持費) 調査研究費(研修会費) " (賛助金)
 " (交際費) " (人件費) " (遊説費) " (書籍購入費) " (貸付金)
 " (渉外費)

(その15) (4)支出の目的は具体的に記入すること。

→ ※上記例を参照の上、項目を記載すること。例：組織活動費（大会費）

(2) 政治活動費の内訳					項目別区分 組 織 活 動 費 (組織活動費)			
支 出 の 目 的 ※具体的に記入すること。	金 額				年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
会合費	十	百	千	円	H25. 7. 18	船橋グランドホテル	千葉県船橋市本町7-11-1	
会合費			143	942	H25. 12. 27	船橋ハイツ	千葉県船橋市本町2-25-25	
この頁の小計			227	679				
その他の支出				0				
合 計			227	679				

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。

なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。

なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

10 13
1 6 0 0

注意(1)すべての団体が提出するものであること。

(2)団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。

(3)「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表17□□に記載すること。

(その17)

資 産 等 の 状 況

全団体必要

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無								
資 産 等 の 項 目 別 区 分					有 ※注(3)参照 88	無	備 考	
			14	16				
ア	土	地	0	1	0	☐	☒	
イ	建	物	0	2	0	☐	☒	
ウ	建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権		0	3	0	☐	☒	
エ	取得の価額が100万円を超える動産		0	4	0	☐	☒	
オ	預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金を除く。)又は郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)		0	5	0	☐	☒	
カ	金	銭 信 託	0	6	0	☐	☒	
キ	有	価 証 券	0	7	0	☐	☒	
ク	出 資	に よ る 権 利	0	8	0	☐	☒	
ケ	貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金		0	9	0	☐	☒	
コ	支払われた金額が100万円を超える敷金		1	0	0	☐	☒	
サ	取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利		1	1	0	☐	☒	
シ	借入先ごとの残高が100万円を超える借入金		1	2	0	☐	☒	

全団体必要

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- ☒ 領収書等の写し
☒ 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

※添付した書類の「□」に「✓」を付すこと。

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成 26 年 5 月 26 日

政治団体の名称 税理士による野田佳彦後援会

会計責任者の氏名 森谷 捷司



※解散の場合以外は、代表者の氏名は記入しないこと (通常は未記入となります。)

(代表者の氏名



※解散の場合は、解散届も必要となります。

政治資金監査報告書

平成 26 年 5 月 26 日

税理士による野田佳彦後援会

代表 増永 保 殿

登録政治資金監査人

松崎 美和



登録番号

第 1976 号

研修終了年月日 平成 21 年 6 月 29 日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第 19 条の 13 第 1 項の規定に基づき、税理士による野田佳彦後援会の平成 25 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの法第 12 条第 1 項に規定する報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第 19 条の 13 第 2 項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、税理士による野田佳彦後援会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等が保存されていた。
- (2) 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定する報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

税理士による野田佳彦後援会と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。

また、税理士による野田佳彦後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上